

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成26年12月26日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年12月26日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.12.26

監査実施年度		平成24年度			
監査テーマ		高松市の関連諸団体			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.1	指摘	支出手続を分掌すべきもの	P144 P258	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場 業務課	H26.11.27
No.2	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて	P144 P258		
No.3	指摘	個人情報に接触できないよう対応すること、市の職員と混同を生じさせないことを確認すべきもの	P257		

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（高松市中央卸売市場運営協議会）	
内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144ページ 258ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成26年11月27日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場業務課
措 置 結 果	高松市中央卸売市場運営協議会における出金処理は、従前から、運営協議会書記が伝票を作成し、中央卸売市場業務課職員が管理する銀行印を押印して出金処理しているところであるが、事務及び出納処理の手順が文書化されていなかったことから、平成26年11月21日に開催された第3回高松市中央卸売市場運営協議会において、高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領を定め、以後、この要領に基づき、これまで以上に適正な事務及び出納処理に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市中央卸売市場運営協議会)	
内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144ページ 258ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成26年11月27日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場業務課
措 置 結 果	中央卸売市場運営協議会では書記が1名しかいないため、事務処理と出納を完全に分離することが困難であることから、銀行印以外での支出が出来ないようにした上で、銀行印は中央卸売市場業務課職員が保管・管理しているところであるが、事務及び出納処理の手順が文書化されていなかったことから、平成26年11月21日に開催された第3回高松市中央卸売市場運営協議会において、高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領を定め、以後、この要領に基づき、これまで以上に適正な事務及び出納処理に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	個人情報に接触できないよう対応すること、市の職員と混同を生じさせないことを確認すべきもの（高松市中央卸売市場運営協議会）	
内 容	事務スペースの使用許可手続きがとられていない。市場関連事業の事務を行っていることから、使用自体は手続きさえとれば問題はないと思われるが、①市が扱う個人情報に触れることのできない状況とする②市の職員と混同されないようにする、という2点についての確認は必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	257ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成26年11月27日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 中央卸売市場業務課
措 置 結 果	個人情報の扱いについては、市から協議会に委託する事業などで、参加者などの個人情報を取り扱うことがあることから、協議会との間で契約を締結している市場情報提供業務等委託の仕様書に、個人情報取扱特記事項の内容を加え、より適正に扱われるように改めた。 また、中央卸売市場運営協議会が占有しているスペースについては、平成26年8月1日付けで平成26年9月1日から平成27年3月31日までの間の使用申請があったことから、これを許可し、加えて、書記が着用する名札は、市の職員と混同されないよう、デザインを変更した。